

(3) 人工的な都市環境の生物多様性回復

自然環境の多様性と連続性を回復させる自然再生事業、都市域における公園・緑地の拡大、ビオトープづくり等の推進を図る。

- 自然再生事業、公園・緑地については、回復させる目標を段階別に示し、目標の明確化や、順次目標の段階アップを目指すものとする。目標は、たとえば開放水面のみで生息する種、草原を必要とする種、森林を必要とする種、複数の要素を必要とする種等により、段階を設定する。また、目標は、原則としてその地域にもともと生息・生育していた種とする。生物の生息・生育空間の確保、移動性の確保のため、連続性を持った構造とすることが重要である。都市域を貫く中小河川は特に重要である。
- 都市域の山林を「生産林地」として残せるよう支援を行う。
- 学校敷地内に設置させるビオトープや個人住宅の庭における生物生息空間の確保を奨励する。
- ビオトープをコリドーによってネットワーク化し、分断要素として自然に対して悪影響のみが懸念されてきた都市空間内における自然度を回復させる。このことは、都市域に生活する人々に自然・生物への意識を高める効果を有する。

(図表等を掲載予定)

(4) 野生生物の保護管理

野生生物の保護管理に関しては、種の絶滅、野生鳥獣による農林被害、外来種による被害など問題が複雑化・深刻化していることから、野生生物の専門家の配置、調査とモニタリングの実施、統合的な保護管理が実施できるような地域ステーションの整備など、条例等の整備を含む保護管理の実現が急務である。

ア 種の絶滅回避と希少な種・品種の保護・増殖

絶滅危惧種について、保護区の設定を推進するとともに、回復計画及びその実施体制・実施方法を策定して、保護・増殖を推進していく。さらに、条例等による保護種・保護区の設定、保護事業の推進などを検討する。

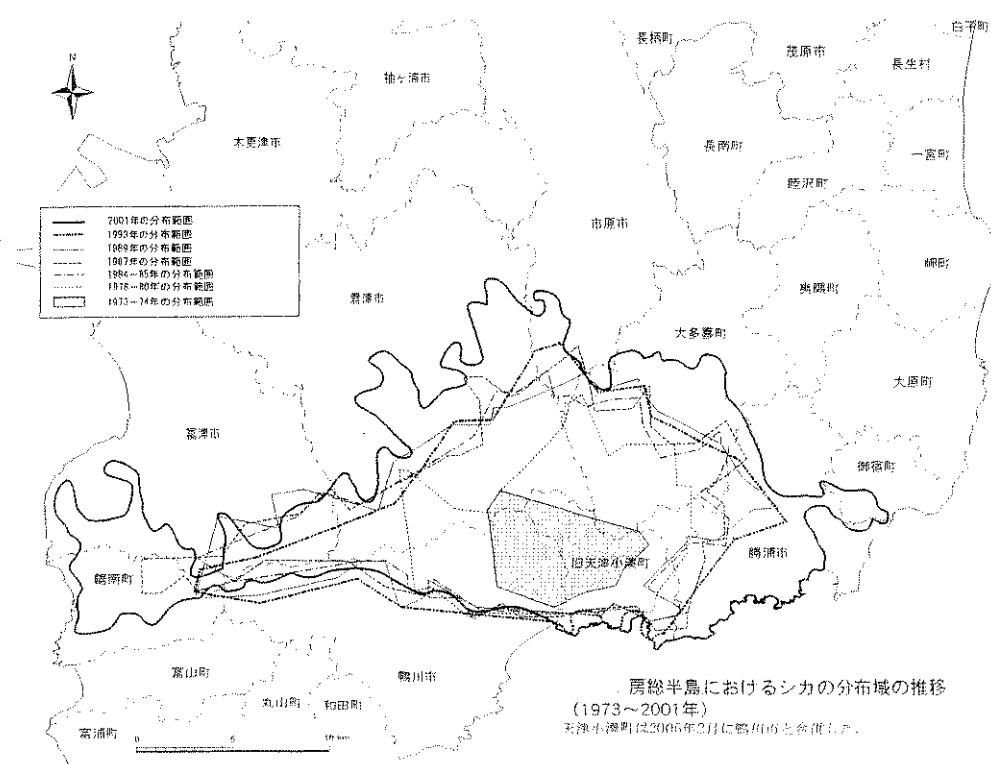
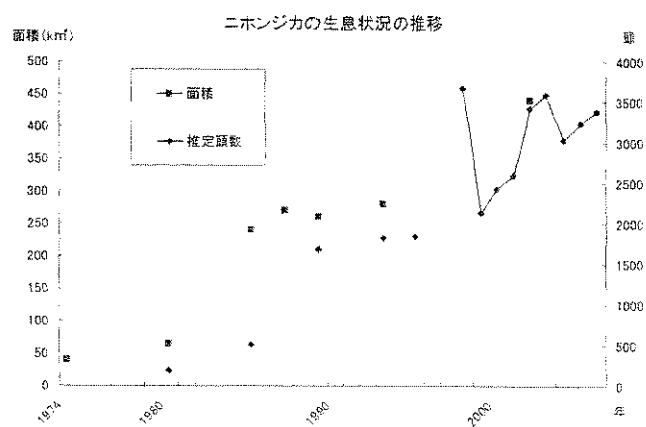
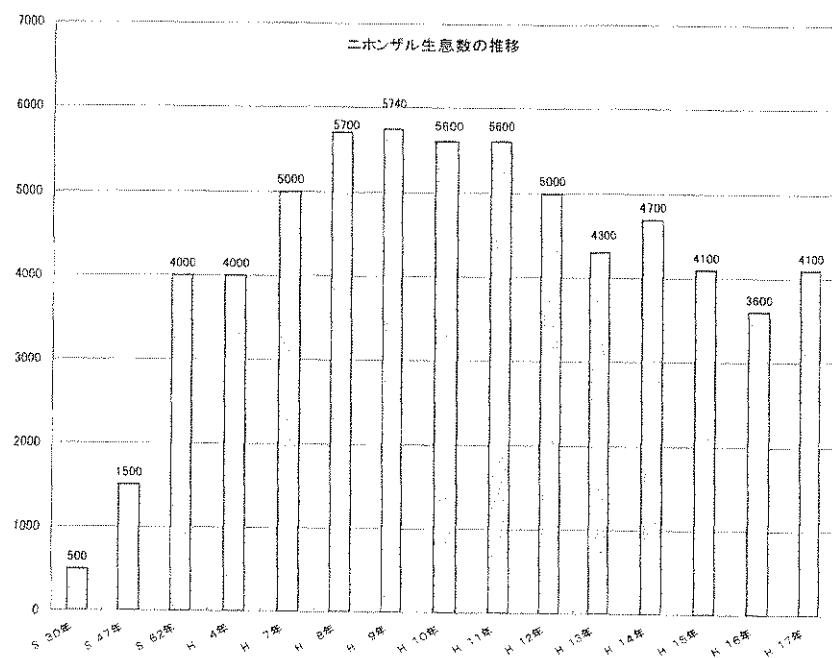
- 絶滅危惧種の保護に当たっては、条例を制定して実施することが望ましい。条例に基づいて絶滅のおそれのある種を指定して、その採捕の禁止・回復計画の策定・計画の実施を行う。回復計画については、里山を生息・生育地とする種が多いことを踏まえ、保護区の指定による保護だけでなく、里山の維持管理や採捕の禁止等、個体数減少の原因に応じた対策が取れるよう配慮する必要がある。また、里山の維持管理では農林水産業の振興が保護策として必要なことから、地域振興等広く絶滅危惧種の保護に資する対策を講ずることができるよう配慮する必要がある。
- 回復計画については、例えば市町村、NPO、研究機関等が県に回復計画の申請を行い、県がそれを認定した上で申請者が計画を実施に移すことができるようとするなど、幅広い連携が可能となるよう配慮する必要がある。
- 保護区の設定については、条例に盛り込んで行う場合や、自然環境保全地域として指定する場合、地権者との協定による場合等が考えられる。
- 必要に応じて域外保全の実施を検討する。域外保全の実施のため、動物園、植物園、博物館、その他の研究機関との連携体制を整備する必要がある。
- 絶滅危惧種については、感染症による被害で絶滅することが想定されることから、情報収集及び絶滅危惧種に応じた予防・治療体制を整える。

(図表等を掲載予定)

イ 野生鳥獣の保護管理

生態系の特性やバランスを考慮して野生鳥獣の保護管理を行う。特にニホンザル・ニホンジカ、イノシシ、その他の人間への影響が顕著な種については、科学的な検討を行い、農作物等の被害対策を実施する。また、感染症による影響についても対応を検討する。

- 野生鳥獣の調査研究を行いながら、生息地の保全管理、個体密度調整、被害防止を実施する。
- 野生鳥獣の農林被害については、被害の軽減及び人身被害の根絶を目指し、環境部局と農林部局との密接な連携のもとに実施することが必要である。例えば、農業、林業、環境の各担当者による現場チームを組織して、各現場において被害状況の把握、鳥獣の行動の把握、対策の指導等を行うなど、きめ細かな対応が必要である。
- 被害対策については、行政だけでなく、役割分担のもとに被害を受ける地元の人々も主体的に実施することが重要である。また、個人単位ではなく、地域や集落単位で対応することを基本とする。
- 被害対策については、現場での対策マニュアルを作成するとともに、講習会を実施して、各地域に指導者を育成することが重要である。
- 野生鳥獣の種ごとに群れの形成、行動パターンなど、様々な特性が異なることから、種の特性に応じたきめ細かな対応が必要である。
- 地域振興のため有害鳥獣駆除を行った鳥獣の食肉利用の促進も検討する。その際、衛生管理について十分対策を講ずる必要がある。
- 有害鳥獣駆除においては、今後の継続的な必要性を踏まえ、現行体制の見直しを検討する必要がある。
- 県では既に「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置していることから、同本部及び関連組織を活用して、被害対策の実効を上げていく必要がある。
- 鳥インフルエンザについては、情報収集を行い、状況に応じて適切な対応を図る。



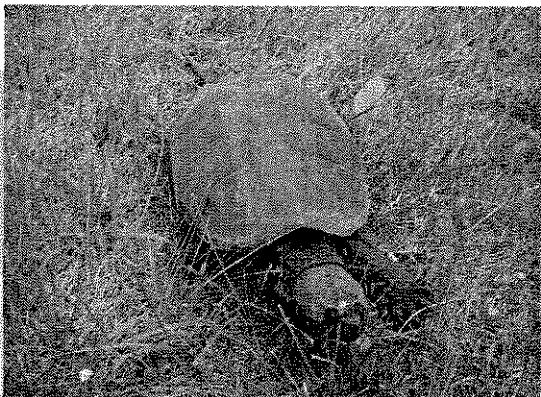
ウ 外来種（移入種）の防除

外来種全般について、基本的な対応方針を定めた外来種対策基本方針を策定し、これに基づいて個々の防除計画を立てていく。なお、外来種の防除は時間経過と共に困難さと防除経費が著しく増加すると想定されることから、生態系等への影響を考慮して緊急に防除する必要がある種については、地域の特性を踏まえ、適宜、防除を実施していく。

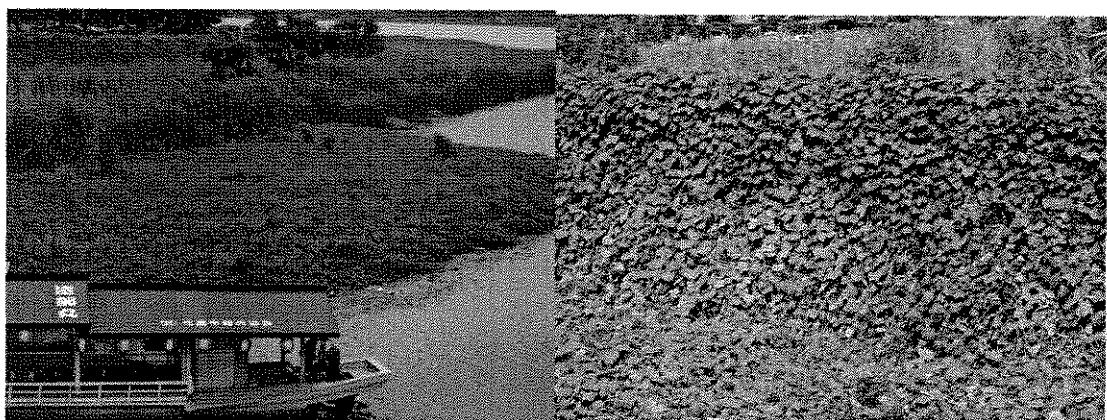
- 外来種については、国内の他地域から人為的に入ってきた種（国内移入種）も含むものとする。
- 外来種の侵入防止が重要であり、そのための対策を講ずる。
- すべての外来種を防除の対象とするのではなく、また外来生物法に基づく特定外来生物であっても一律に防除を行うのではなく、その生態系への影響や農林水産業等への被害の発生状況から、防除を実施するか否か、あるいはその優先順位を判断する。生態系への影響を特に考慮すべき地域は、生物多様性上の重要地域であり、具体的には自然公園区域、自然環境保全地域等が考えられる。また、特に注意すべき環境として、水中・水面や河川敷、海岸の砂浜が挙げられる。これらの環境は、搅乱を受けやすく、そのために外来種が侵入しやすくなっている。
- 外来種による生態系への影響については、なかなかわかりにくいところがあり、わかるようになった頃には極めて重大な事態となっていることも想定される。このため、できるだけ早い時期にあらゆる影響を想定して、対策をとらない場合から対策を講じた場合まで、いくつかのケースを想定してシナリオ分析を行い、防除の必要性や優先順位を見極めていく必要がある。
- 外来種は、もともと日本にはいなかった寄生虫や病気を持ち込む可能性があることから、情報収集の上、十分注意を払う必要がある。
- 外来種による絶滅危惧種への影響については、特に注意を払う必要がある。
- 外来生物法に基づく特定外来生物以外の外来種を防除するためには、条例化も含め、その効果的な防除対策を検討する必要がある。
- 外来種については、常にその分布や個体数の把握に務める必要がある。そのため、広く県民、NPO、市町村、研究機関等に情報提供を呼び掛ける必要がある。
- 防除については、県環境部局のみならず、影響を受ける産業の県関連部局、生息・生育場となっている場所の管理者（部局）、及び県民、NPO、市町村、研究機関等が広く連携を図りながら実施する必要がある。
- 外来種のソースを把握して、そこに集中的に対策を講ずる必要がある。
- 両生類のツボカビ症については、情報収集を行い、状況に応じて適切な対応を図る。



アライグマ



カミツキガメ



ナガエツルノゲイトウ
(船の向こう側の背の低い草)

アレチウリ

代表的な外来種の影響

種名	影響
アカゲザル	ニホンザルとの交雑が確認されており、放置すれば千葉県におけるニホンザルが雑種となって、ニホンザル個体群の絶滅に至るおそれがある。南房総市白浜町で野生化している。
キヨン	在来の植物を採食することにより、在来種個体群の減少や生態系への影響が懸念される。また農作物被害が発生している。房総丘陵に分布を広げている。
アライグマ	捕食・競合による在来種への影響が懸念される。また農作物被害が発生している。屋根裏に住みつくため、人家、社寺に被害が生じるおそれがある。アライグマ回虫症を伝播するおそれがある。県内各地に分布を広げつつある。
カミツキガメ	かまれたり、爪で引っかかるたりして怪我をするおそれがある。また、捕食・競合による在来種への影響が懸念される。印旛沼とその流入河川で繁殖している。
ナガエツルノゲイトウ	大繁茂して、在来種の生育を阻害するおそれがある。印旛沼とその流域で分布を広げている。
アレチウリ	大繁茂して、在来種の生育を阻害するおそれがある。各地の河川敷で見られる。